

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面:「パートナーズ FX 取引ガイド」

改訂日 :令和3年2月22日改訂

旧	新
<p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFXnano取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行(スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務)、ゴールドマン・サックス証券株式会社(日本の金融庁監督下での証券業務)、パークレイズ銀行(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、ドイツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、コメルツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、ナットウェスト・マーケッツ証券会社(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、シティバンク・エヌ・エイ(米国およびイギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、JPモルガン・チェース銀行(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、大和証券株式会社(日本の金融庁監督下の金融商品取引業者)、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での金融商品取引業務)、株式会社みずほ銀行(日本の金融庁監督下の銀行業務)、ビー・エヌ・ピー パリバ(フランス金融市場庁監督下での銀行業務)、クレディ・スイス・エイ・ジー(スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務)、スタンダードチャータード銀行(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、株式会社三菱UFJ銀行(日本の金融庁監督下の銀行業務)、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド銀行(オーストラリア健全性規制庁監督下での銀行業務)、ステート・ストリート銀行(ボストン連邦準備銀行監督下での銀行業務)、ファストマッチ(監督官庁なし、ECN)のいずれかとの間でカバー取引を行っております。</p>	<p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFXnano取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行(スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務)、ゴールドマン・サックス証券株式会社(日本の金融庁監督下での証券業務)、パークレイズ銀行(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、ドイツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、コメルツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、ナットウェスト・マーケッツ証券会社(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、シティバンク・エヌ・エイ(米国およびイギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、JPモルガン・チェース銀行(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、大和証券株式会社(日本の金融庁監督下の金融商品取引業者)、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での金融商品取引業務)、株式会社みずほ銀行(日本の金融庁監督下の銀行業務)、ビー・エヌ・ピー パリバ(フランス金融市場庁監督下での銀行業務)、クレディ・スイス・エイ・ジー(スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務)、スタンダードチャータード銀行(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、株式会社三菱UFJ銀行(日本の金融庁監督下の銀行業務)、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド銀行(オーストラリア健全性規制庁監督下での銀行業務)、ステート・ストリート銀行(ボストン連邦準備銀行監督下での銀行業務)、ファストマッチ(監督官庁なし、ECN)、(追加) <u>auカブコム証券株式会社(日本の金融庁監督下の金融商品取引業者)</u>のいずれかとの間でカバー取引を行っております。</p>
<p>3.口座番号(ID)、パスワードの取扱いについて</p> <p>(1) 口座番号(ID)及びパスワードの郵送</p> <p>口座開設手続きが完了すると、当社より口座番号及びパスワードが記載された『口座開設通知書』を簡易書留郵便に</p>	<p>3.口座番号(ID)、パスワードの取扱いについて</p> <p>(1) 口座番号(ID)及びパスワードの管理</p> <p>口座開設手続きが完了すると、当社より口座番号及びパスワードが記載された『口座開設通知書』を簡易書留郵便</p>

<p>て登録のご住所に郵送させていただきます。</p> <p><u>※金融機関等による本人確認</u></p> <p><u>犯罪収益移転防止法により、金融機関は顧客の本人確認を行う方法として、「顧客より本人確認書類の原本又は写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている住居に取引関連書類を書留郵便等で返送すること」とされています。当社においても、口座開設手続きが完了すると、「口座開設通知書」を簡易書留郵便にてお送りいたします。簡易書留郵便で送付した際、お客様のご自宅が不在の場合、郵便局は不在通知書にてお知らせいたします。お手数をおかけいたしますが、管轄の郵便局に連絡をしていただき再度配達していただくか、不在通知書と認印を管轄の郵便局にご持参のうえお受け取りいただくかのどちらかになります。簡易書留郵便の郵便局での保管期間は7日間です。保管期間内にお受け取りいただかないと当社に返送されますのでご注意ください。なお、法人様名義の場合は、法人様のご住所及び取引担当者様のご住所に簡易書留郵便をお送りさせていただきます。</u></p> <p><u>※「口座開設通知書」の受け取りによる本人確認ができなかった場合、パートナーズFX取引を行うことはできません。また、犯罪収益移転防止法に定められた本人確認ができないかぎり、口座番号またはパスワードを店頭、電話、Eメール等で通知することは一切できません。</u></p>	<p>にて登録のご住所に郵送させていただきます。</p> <p><u>『スマホでクイック審査』による口座開設の場合は、『口座開設通知書』の送付は行いません。口座開設完了後、Eメールで送られるパスワード設定手続き後、口座番号が照会可能となります。パスワード設定時に口座番号が表示されますがEメールで通知は行われませんので忘れないようにしてください。</u></p>
<p>パートナーズ FX 取引ガイド改訂記録</p> <p>【追加】</p>	<p>パートナーズ FX 取引ガイド改訂記録</p> <p><u>令和3年2月22日改訂</u></p>

以上